

地域脱炭素推進業務委託

特記仕様書

令和5年5月

大崎町

第1章 総則

【適用】

第1条

この特記仕様書は、大崎町（以下、「本町」という。）が発注する「地域脱炭素推進業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

【目的】

第2条

本町は、住民主導による資源循環の地域づくりを中心とした取り組みでSDGs未来都市に選定され、循環型社会の構築（サーキュラービレッジ構想）の実現を目指している一方、経済及び地産エネルギーが域外へ流出している状況であり、地域で循環する地域づくりを更に推進する必要がある。

国においては少なくとも100ヶ所程度の「脱炭素先行地域」をつくり、令和3年度より5年に渡り積極支援することとしており、本年5月までに既に62ヶ所が選定され、選定された地域は、全国のモデルとなる取り組みが期待されている。大崎町における脱炭素の取り組みは、地域の成長戦略として、経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上等の地域課題をあわせて解決できると考え、昨年4月にゼロカーボン推進を宣言し、職員を中心としたワークショップを開催し企業や住民の意見を反映した「大崎町脱炭素ロードマップ」を策定している。本業務は、大崎町が大崎町らしく脱炭素に向けた取り組みを確実に地域に実装するため、策定したロードマップの施策の実現に向けての政策を提案しつつ、脱炭素先行地域の選定に向けての助言を行うことやJクレジット制度等の導入等、広く脱炭素推進業務を推進することを目的とする。

【対象範囲】

第3条

原則として本町全域を業務の対象とする。

【業務の概要】

第4条

本業務では、以下の内容について事業を行うものとする。なお、業務内容は必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

1 大崎町脱炭素ロードマップ施策の実現に向けて実証事業等の政策提案

下記施策を確実に実行するため、令和4年度大崎町脱炭素社会推進プロジェクトチームをベースにワークショップ形式での推進を想定。

- (1) 国及び鹿児島県の対策・施策と連携した本町の施策に関して、関係省庁との連携の可能性や補助金等の検討
- (2) 大崎町独自の再生可能エネルギーの導入を促進する施策，温暖化の緩和のための施策，気候変動への適応策について助言
- (3) 目標が着実に実現されるようにするための実施体制や進捗管理体制の確認及び支援（ステークホルダーとの連携も含む）

※1-(1)に関しては、以下のとおり地球温暖化防止実行計画（区域施策編）に定めるものとする

■産業部門

家畜等の飼育からの排出量抑制策や稲作からの排出抑制策，農業機械のEV化，バイオマス燃料の利用拡大など省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入等による削減効果

■業務その他部門

国及び県が実施する建築物における省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入等を後押しする施策や地域エネルギー供給会社の設立支援などによる削減効果

■家庭部門

国及び県が実施する住宅における省エネルギー機器の導入等を後押しする施策に加えて，サステナブルファッションの展開や菜園を通じたコミュニティづくりともつながる活用による削減効果

■運輸部門

国及び県が実施する次世代自動車の普及等を後押しする施策に加えて，公用車のEV化とそれを利用したカーシェアリングの展開，EV試乗会の実施などによる削減効果

■その他部門

国や県が実施する代替フロン等4ガスにおけるノンフロン製品等への転換や業務用冷凍空調機器からの使用時の漏えい防止・廃棄時等の回収事業を後押しする施策を実施すること等による削減効果

※1-(2) に関しては、本町の独自の施策として、大崎町脱炭素ロードマップに以下に定めるものとする

	施策番号	施策
農林水産	1	牛にメタン発生を抑える飼料を食べさせる
	2	養鰻業者の木質バイオマス利用
	3	畜産ふん尿を回収し、メタン発酵施設でメタンガスを直接燃焼し熱源として利用する
	4	山林の適正管理
	5	中干し期間延長による水田からのメタン発生抑制
	6	もみ殻を固形燃料化し、化石燃料の代替として利用する もみ殻燃料の利用促進 BBQ の推進
	7	豚の糞尿処理方法の改善
	8	もみ殻の燻炭を農地に還元することで CO2 発生を抑制
	9	豚にメタン発生を抑える飼料を食べさせる
	10	有機農業の推進
	11	農業機械の EV 化
	施策番号	施策
家庭	1	省エネ家電への買い替えや省エネの推進（エアコン、冷蔵庫、LED、冷暖房の温度設定）
	2	家庭へのソーラーパネルと蓄電池の設置
	3	サステイナブルファッション
	4	未来型住宅の普及 ヒートポンプ、断熱
	5	オール電化
	6	フードロスの削減
	7	家庭菜園
	施策番号	施策
エネルギー	1	地域電力会社の設立
	2	既存住宅や店舗の太陽光と蓄電池の設置
	3	町有地・施設の太陽光設置
	4	バイオマス発電
	5	町施設の ZEB 化
	6	公民館への太陽光と蓄電池の設置

	施策番号	施策
運輸	1	住民へのEVの普及
	2	公用車のEV化
	3	スクールバスのEV化
	4	充電施設のインフラ整備
	5	カーシェア等の促進
	6	共同配送、共同運送
	7	エコドライブの推進

2 脱炭素先行地域の選定に向けての助言又はJクレジット制度の申請支援

脱炭素先行地域への応募、選定に必要となる調査・分析、助言を行い、事業計画の策定を支援し第1回から第3回までの脱炭素先行地域、国内外の先行事例の収集・分析を行い、計画を町が策定する場合は支援を行う。

基幹産業に寄与する取り組みとしてJクレジット制度に関しても申請支援を行うものとする。

なお、先行地域への選定へ向けた計画又はJクレジットの導入の申請に関しては、本町の特性等を考慮した上で、何れか一つの成果を求めるものとする。

【大崎町における脱炭素先行地域の考え方】

第3回目の先行地域より新たに設定された脱炭素重点地域においては、重点選定モデルである関係省庁と連携した施策間連携モデルや地域版グリーントランスフォーメーション(GX)に貢献する取り組み等、大崎町の循環型社会の構築の実現に向けて大いに後押しとなるものと考え、以下の視点を参考に計画を検討する。

- ①サーキュラービレッジ構想の実現と併せて二酸化炭素排出量実質ゼロが達成できること
- ②大崎町にとって必要な地域新電力の調査及び推進の助言
- ③農業における課題解決に貢献し、他地域への広がりが期待できること
- ④地域で活動する法人等の参画を求めること

【履行期間】

第5条

本業務の契約締結の日から令和6年3月29日(金)までとする。

【受託者の義務】

第6条

受託者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

2 受託者は、本業務の実施にあたり、本町と十分な協議を行って作業を進めるものとする。

【秘密の厳守】

第7条

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、本町の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

【疑義】

第8条

受託者は、本業務について不明な点、又は疑義を生じた場合は、速やかに本町と協議するものとする。

【担当技術者】

第8条

受託者は、業務の実施にあたる担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を実行計画書において届け出るものとする。

2 担当技術者は、本仕様書等に基づき適正に業務を実施しなければならない。

【業務計画書】

第9条

受託者は、契約締結後、業務の着手に先立ち、以下の各号に掲げる内容を含んだ実施計画書を提出し、本町の承諾を受けるものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 工程表
- (3) 業務組織・連絡体制・担当技術者
- (4) 業務実施方法
- (5) 成果品の内容

【協 議】

第 1 0 条

協議・打合せは綿密に行うこととする。協議・打合わせは本町の指示又は受託者からの申し入れにより適宜実施するものとする。また、業務の進捗を逐次報告するものとする。

【業務の再委託】

第 1 1 条

受託者は、業務の実施に際し、再委託を行う場合は計画策定業務など主たる業務を除くものとする。

【図書等の貸与】

第 1 2 条

本町より受託者に対し、業務の実施に必要な図面や資料・データ等（以下「関係書類等」という。）を貸与する。

2 受託者は、貸与された関係書類等を外部に漏らしてはならず、業務完了後は本町が承諾したものを除き、速やかに返還またはデータ抹消しなければならない。

【不測の事態の発生】

第 1 3 条

本業務の遂行中、事故など不測の事態が発生した場合は、速やかに本町に連絡を取り、指示を仰ぐものとする。

【安全管理】

第 1 4 条

本業務を遂行するにあたり関係法規・法令等を遵守し、安全管理については十分に注意するものとする。

【検 査】

第 1 5 条

受託者は成果品の引渡しにあたっては期限を遵守し、かつ本町の検査を受けなければならない。

2 成果品の検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければな

らない。

3 成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において必要な訂正又は修正を行わなければならない。

【個人情報の取扱い】

第16条

受託者は、本業務にあたっては、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本業務上において取得した個人情報の機密保持に関し、個人情報の漏えい、滅失又は破損の防止その他の適切な措置を講じること。
- (2) 再委託を行う際は、個人情報の適切な管理を行う能力を有するものに行うものとする。
- (3) 本業務の利用目的以外に利用しないこと。
- (4) 個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、速やかに本町に報告を行い、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。
- (5) 本業務期間終了後、個人情報が記載されている媒体が不要となったときは、個人情報の復元、又は判読が不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うこと。

第2章 業務内容

【関係法令・条例・基準等の遵守】

第17条

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書のほか、国・県・本町の関連法規・条例、関連計画等との整合を図るとともに、本業務の実施にあたり必要とされる最新の関係法令及び条例等を遵守すること。

【業務項目】

第18条

本業務の業務項目については、以下のとおりとする。

第3章 成果品

【成果品】

第19条

本業務における成果品は、以下のとおりとする。

(1)業務報告書（ワークショップ、先行地域又はJクレジット導入検討を含む）

A4サイズ、カラー

30ページ程度

（製本2冊，印刷用データ，WEB公開用データ）

1）提出する成果品 次に掲げる成果物等について、Microsoft office 製品を用いて作成のうえ、紙面に印刷したものを 指定した部数と、CD-R 等に格納した電子データを 1 部納入すること。

ア. 業務計画書（電子データ） 業務概要、実施方針、業務行程、業務組織計画、打合せ計画、連絡体制（緊急時含む）等を 記載すること。

イ. 業務報告書（製本 3 部及び電子データ）

ウ. 調査データ（電子データ） 調査 方策立案・検討 事業検討 ステークホルダー連携 申請書作成 応募に係る ヒアリング等 申請 調査支援 作成支援 報告書作成 契約 履行 意見反映

エ. 本市との協議の議事録（電子データ）

（2）成果品の使用等

ア. 本業務の成果品にかかる権利はすべて本町に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾を受けず に他に公表、貸与、使用してはならない。

イ. 受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法や文献等を使用した場合は受託者 において著作権者の了解を得た上で、成果品にそのことを明示するものとする。併せて、本業務に 係る著作者、人格権を行使しないものとする。